

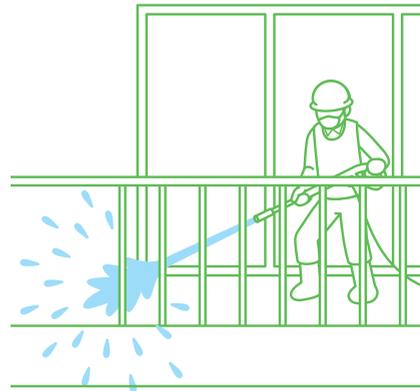
## 指摘された不適正除染の事例

### 事案1

民家のベランダを高圧洗浄で洗い流した際に、洗浄水が周囲に飛散した事案

#### 不適切なポイント

①高圧洗浄時に飛散防止の措置を講じていないこと、②環境省職員への事前連絡なく、あらかじめ定められた方法（拭き取り）とは異なる方法（高圧洗浄）に変更したこと



### 事案2

郵便局前の舗装面を高圧洗浄した際、排水の回収が不十分であった事案

#### 不適切なポイント

排水をせき止め、回収するため、土のうを設置していたものの土のうのない場所から洗浄水の一部が側溝に流れ出たこと



不適正除染  
110番

不適正な除染作業を目撃したら、こちらまで情報をお寄せください。

電話：024-529-6851

(8:30~17:15 土日祝日は除く)

インターネット：<http://josen.env.go.jp/>

(“除染情報サイト”より)

#### 国による除染に関するお問い合わせ窓口

福島：024-523-5391 | 8:30~17:15 土日祝日は除く | 東京：03-6741-4535 | 9:30~18:15 土日祝日は除く

# 不適正な除染への対応について

## ～除染適正化プログラムの概要～

県内の除染特別地域で実施している除染について、不適正な作業が行われているのではないか、との指摘がありました。

環境省では、石原大臣の指示の下、井上副大臣を本部長とする「除染適正化推進本部」を設置し、事実関係を徹底的に調査しました。その結果、5件について不適切な行為が見られ、3件について改善を指示、残る2件は誤解を招かないよう指導しました。

再発防止のため、「事業者の責任施工の徹底」、「環境省の体制強化」とともに、地元の行政との連携や地元の皆さまにも情報提供するなどの「幅広い管理の仕組みの構築」に取り組むことにいたしました。技術的にも規模的にも前例のない除染を今後もさらに進めていく過程においては、様々な事態が起こり得ることに十分に注意しつつ、これらの取組を効果的に機能させてまいります。

環境省としては、これを契機に除染事業の改善を進め、地元の方々のお気持ちと声に耳を傾けながら、信頼される除染の加速化と復興の前進を関係省庁と一体で進めていく所存です。今後とも、除染の取組への皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成25年1月

「除染適正化プログラム」はこちらでご確認いただけます。  
除染情報サイト <http://josen.env.go.jp/>

# 除染適正化プログラムのポイント

不適正な除染に関する再発防止策を可能な限り速やか、かつ、厳格に実施し、地元の方々にとって信頼される除染を加速化させていきます。

## 課題①

### 施工体制・施工管理の不備 不適正な行為の抑止

- ・事業者の体制整備、意識向上が必要
- ・不適正行為に対する抑止力が必要
- ・発注意図と現場管理の齟齬

### 事業者の施工 責任の徹底

- ・責任施工の貫徹のための体制の確立
- ・厳格な処分の実施(政府全体での指名停止)
- ・抜き打ち的検査の強化
- ・除染適正化推進委員会(仮称)の設置 等

## 課題②

### 地元・第三者目線の不足

- ・地元における除染効果への不安感
- ・モニタリングの専門性・客観性・透明性の向上が必要

### 幅広い管理の 仕組みの構築

- ・地元自治体との連携による状況確認や情報交換
- ・住民に対する除染実施情報(時間・場所等)提供
- ・第三者を活用した効果的なモニタリング 等

## 課題③

### 環境省の対応体制の不足

- ・広範で多様な地域で実施する除染作業の実効性を担保する体制が必要
- ・通報の受付・処理体制が整備途上

### 環境省の 体制強化

- ・監督体制の抜本的強化(監督職員等の増加)
- ・不適正除染110番の新設【裏面をご参照ください。】
- ・通報等を一元管理する仕組み 等

除染の信頼性向上・除染のさらなる加速化